

# 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和2年10月26日（月曜日）

## 議事日程（第1号）

令和2年10月26日（月） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで（提案説明）

第3 組合行政一般に対する質問

16番 伊藤幾子議員

第4 議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

## 会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~

## 出席議員（18名）

1番	前	田	伸	一	2番	星	見	健	蔵	
3番	岩	永	安	子	4番	横	山		明	
5番	石	田	憲	太郎	6番	椋	田	昇	一	
7番	寺	坂	寛	夫	8番	砂	田	典	男	
9番	小	倉	一	博	10番	谷	本	正	敏	
11番	川	上		守	12番	大	河	原	昭	洋
13番	柳		正	敏	14番	足	立	義	明	

15番 山 田 延 孝  
17番 吉 田 博 幸

16番 伊 藤 幾 子  
18番 上 田 孝 春

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 西 垣 英 彦 |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 金 兒 英 夫 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 矢 部 康 樹 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事 務 局 長   |                 | 遠 藤 全   |
| 消 防 局 長   |                 | 福 田 昭 英 |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 高 橋 徹   |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	森 山 武
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	富 田 恵 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	毛 利 元
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事	田 中 真 一

~~~~~

午前10時0分 開会

◆**山田延孝 議長** 皆様、おはようございます。ただいまから令和2年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして申し上げます。本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者はマスクを着用することといたします。御理解をお願いいたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月27日までの2日間にしたいと思います。御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

日程第2、議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上4案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、可燃物処理施設整備事業の取組状況について御報告いたします。

喫緊の課題であります可燃物処理施設の整備につきましては、昨年8月から施設の建設工事に着手し、現在、ごみピットなど地下部分の工事がほぼ終了し、排ガス処理施設など地上階の工事に取りかかり、プラント機器の据付けが始まるなど本格的に工事を進めているところです。令和4年8月の本稼働に向け、着実に事業を推進してまいります。

また、組合では、圏域住民の皆様に親しまれ、身近に感じられる施設となるよう、名称の公募をいたしましたところ、全国各地から420名、617作品の応募をいただきました。地元集落関係者、組織市町の職員等で構成する名称選考委員会において選考いただき、その後、正副管理者会議で決定いたしました。その結果、施設名称は、きれいな処理施設をイメージするクリーンをスペイン語で表した「リンピア」と鳥取東部の「いなば」を組み合わせた「リンピアいなば」とし、今後、圏域住民の皆様に周知していきたいと考えています。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明いたします。

議案第11号は、令和2年度一般会計補正予算でありまして、本年4月定期人事異動に伴う人件費の経費等を計上したものです。

議案第12号は、令和元年度の一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものです。

議案第13号は、不燃物処理手数料の額の改定と、可燃物処理手数料を新たに設定するため、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、因幡霊場の利用に係る料金を改定するため、鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正するものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしく申し上げます。

◆**山田延孝 議長** 日程第3、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

◆**16番伊藤幾子 議員** おはようございます。16番、伊藤です。通告に従って、新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、東京をはじめ各地で市中感染が続いていますが、東部圏域では8月5日に鳥取市における13例目の陽性者が確認されて以降、新たに住民の感染は確認されていません。しかしながら、圏域住民の暮らしは感染予防に努めながらの毎日です。密を避けるなどの新しい生活様式は地域経済に大きな打

撃を与え、消費の減退を招いています。各市町には雇用と事業を維持し、持続できるようにするための支援策が求められているところです。

そして、東部広域行政管理組合においては、圏域住民の命と健康を守る役割の一つに救急業務があります。令和2年度版消防年報によりますと、昨年1年間の救急出動件数は10,906件、10,386人が搬送されており、ここ近年1万人を超える救急搬送があります。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、総務省消防庁から各消防機関向けに通知や事務連絡が何度も出されてきています。その中には救急搬送に当たる救急隊員の感染防止対策の徹底に関しての通知や事務連絡もあります。

そこで、新型コロナウイルス感染症の患者もしくは疑いのある方への対応に当たる救急隊員の感染防止対策をどのように図っているのか、通常の場合の対応も含めてお尋ねをします。

以上、登壇での質問といたします。

◆**山田延孝 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者もしくは疑いのある方への対応にあたる救急隊員の感染防止対策をどのように図っているのか、通常の場合も含めてといったお尋ねをいただきました。お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応につきましては、本年2月4日、消防庁から具体的な対応方法に関する通知が出されております。この通知に基づき救急隊員の感染防止対策として全ての傷病者に対して感染防止ガウン、手袋、サージカルマスク、また必要があればゴーグルまたはフェースシールドを装着することとしております。さらには、感染症が強く疑われる場合には、これらに加えまして高気密なガウンとN95マスクを装着することとしております。以上でございます。

◆**山田延孝 議長** 伊藤幾子議員。

◆**16番伊藤幾子 議員** では、続いて尋ねていきたいと思えます。

先ほど装備については御答弁いただきました。消防庁のほうから2月4日に通知があったということですが、この救急隊員の方というのは様々な救急要請をされた方を搬送されるという業務に当たっておられます。感染または感染の疑いがある人を救急搬送する場合もあるのではないかとと思われるところなんですけれども、これにつきましては保健所との連携は欠かせません。何といたっても保健所が様々な情報をまず握ってる、つかんでるところですので。それで、消防局長におかれましては、鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にも御出席をされてるんですけれども、鳥取市保健所との情報共有及び連絡体制などの連携を消防本部はどのように持たれているのかお尋ねをします。

◆**山田延孝 議長** 深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、国の政令で指定感染症に指定をされ、これに係る対応は保健所の業務とされているところでありますが、東部圏域における救急搬送体制を確保するためには、消防局と保健所が緊密に情報共有をすることや、連絡体制を構築しておくことが必要であります。このため、医療関係者、保健所で構成する東部圏域新型コロナウイルス感染症対策医療機関等連絡会議に消防局も出席をいたしまして、情報共有を図っているところであります。また、119番通報受信時や現場において新型コロナウイルス感染症を疑う事柄を聴取した場合には、速やかに保健所へ連絡することとしております。以上でございます。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 対策本部会議だけではなくて、東部圏域の医療機関等々の連絡会議でも出席をされて情報を共有されてるということでした。引き続き、やはりこの情報共有だったり連絡体制というのは密にしていたきたいと思います。

そこで、平成30年4月に鳥取市が中核市となりました。鳥取市保健所となりました。東部広域行政管理組合の構成市町であるこの鳥取市が今現在、保健所の業務を担ってるわけなんですけれども、従来は鳥取県の保健所と様々な連携を取られてたかと思いますが、このように今回鳥取市の保健所となったことで、先ほど言われました連携や連絡体制、これは鳥取市の保健所となってやりやすくなったのか、あるいは県保健所のときと変わりはしないのか、その点はどのように感じておられるのかお聞かせ願います。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

先ほど議員のほうより御紹介をいただきましたように、消防局長それから鳥取市の保健所長も本市の本部会議に出席をしております、これは中核市に移行して以降のそのような会議に出席というような形になっております。また、先ほどお答えをさせていただきましたように、東部圏域新型コロナウイルス感染症対策医療機関等連絡会議で同席をする機会も増えており、またそのほかにも救急業務に関する会議などにより情報を共有できておりました、これまでより顔が見える関係が強まってきておりました、非常に連携もしやすくなってきたと考えておるところでございます。以上でございます。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 連携しやすくなってきた、顔が見えるようになってきたということですので、この感染症というのは、今は新型コロナウイルス感染症ということで様々な対応が取られてますけれども、どのような感染症がまた新たに出てくるかも分からないという状況ですので、やはりしっかりと、私は中核市にはなくてもいいのにとずっと思っていましたし、それに反対をしてみましたけれども、実際中核市になって鳥取市が保健所を担うことになって、鳥取市の議員としては物が言いやすくなった面は確かにあるということ、もうこれは認めざるを得ないということです。ですから、構成市町である鳥取市が保健所を担っているということで、この東部広域の業務については、そこは県がやるとき以上にやはり圏域の住民の命と健康を守るためにしっかりと機能が果たせていくのではないかと考えていますので、その点はよろしくお願ひしたいと思いません。

では、次ですけれども、今年の2月に消防庁が救急救命体制の整備、充実に関する調査結果という報告書を公表されました。これは、昨年8月1日時点における各消防機関等々の状況を調べたものなんですけれども、全国47都道府県と726消防本部に対して回答が求められたものです。その調査の目的というのは、今後も見込まれる救急需要の増大や救急業務の在り方全般について、その諸課題を検討するための基礎調査とされています。消防本部に対しての調査項目というのは19項目ありました。いろいろな項目があったわけですね。ICT化についてだとか、あとAED関係だとか、シャープ7119の救急安心センター事業の普及促進についてだとか、あと救急活動時間について、救急隊員の労務管理について、そういったことがもろもろありまして、あと感染症についても調査をされています。私は今回、今日はこの感染症の中の感染防止対策用資器材の備蓄状況、新型インフルエンザ対応という、この調査項目のことについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

この調査の回収率は100%でしたから、東部消防局も当然回答されております。先ほど言いましたように、こ

の調査を通して感染防止対策用の資器材の備蓄状況について、これは新型インフルエンザ対応ですけども、東部消防局としてどのような課題があると認識をされたのか、回答することによってね、そのことをお尋ねしたいと思います。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆山田延孝 議長 福田消防局長。

◆福田昭英 消防局長 失礼します。お答えいたします。

国からの調査がありました昨年の令和元年8月時点では、新型インフルエンザやSARSなどが感染拡大しましても通常の資器材及び保有数で対応可能であったため、特に課題はないものと認識していたところでございます。以上です。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 課題はないと認識していたと。一つ確認させていただいていいですか。

この調査では、備蓄の数量について基準を設けているかっていう問いがあったんですけども、東部消防局は備蓄の数量については基準を設けていましたか、い wasn't でしたか、それはどちらでしょうか。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えいたします。

◆山田延孝 議長 福田消防局長。

◆福田昭英 消防局長 お答えいたします。

当時は国の基準に従って調査をしておりましたが、東部消防局としましては、当時の状況では基準を設けておりませんでした。以上です。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 基準は設けてなかったけれども備蓄をするというか、在庫であるというか、そういうことで十分足りるということで、課題はなかったというふうに認識されてるということで理解をしました。

それで、このたび5月25日付で東部広域行政管理組合のホームページに、消防局の新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画の概要版が公表をされました。これがその中にいろいろ、いわゆる業務が停止しないようにいろんなことが書かれてあるわけなんです、その中に新型コロナウイルス感染症等対策用資器材備蓄計画（案）というものが、今年の5月7日現在の数字ということで資料として上げられていました。それで、その中には救急活動に必要な物と、あと衛生管理に必要な物ということでそれぞれ資器材名が書かれてあるんですけども、まず救急活動に必要な物という物についてちょっとお聞きしたいと思います。感染防止衣、上と下に分かれてる分です、それとN95マスク、あとサージカルマスク、感染防止手袋、ゴーグル、シューズカバー、あとつなぎの感染防止衣、以上が救急活動に必要な物として挙がってるんですが、それぞれの備蓄計画数及びその計画数の積算根拠をまずはお尋ねをします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆山田延孝 議長 福田消防局長。

◆福田昭英 消防局長 お答えいたします。

それぞれの備蓄計画数は、感染防止衣が上下1万枚、N95マスクが1万枚、サージカルマスクが1万枚、感

染防止手袋が2万枚、ゴーグルが200個、シューズカバーが1万組、感染防止衣、つなぎのものです、これが2,500枚でございます。算出根拠としましては、平成20年12月に総務省消防庁が示されました消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン及び消防機関における新型インフルエンザ対策検討会報告書により、圏域人口、東部消防局管内の1日の救急搬送件数及びパンデミックの期間を基に算出しております。以上でございます。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 5月25日にホームページにアップされた東部広域の新型コロナウイルス感染症対策のBCPの中に、この感染症対策等の資器材の備蓄計画(案)があるということを言いました。その備蓄計画数の積算根拠についても、消防庁のガイドラインであるとか人口だとか、あと1日の搬送回数だとかパンデミックの日数だとか、そういったことを加味して、先ほど述べられた数が備蓄計画数として挙げられていると理解をします。

それで、感染防止衣の、上下に分かれてる分ですね、それが1万枚の計画数に対して備蓄数は339枚、不足だから9,661枚ということになりますね。あとN95マスクは1万枚の計画に対して備蓄が7千枚、サージカルマスクは1万枚の計画どおり1万枚の備蓄があります。それで、感染防止手袋は2万枚のところゼロ、ゴーグル200個のところもゼロ、シューズカバーが1万組のところもゼロ、つなぎの感染防止衣2,500枚についても備蓄がゼロということになっています。これだけ備蓄があつたりなかつたりっていう、このような備蓄計画数に対する備蓄の現状をどのように認識をされているのかお尋ねをします。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

これまでの新型コロナウイルス感染例や感染疑いに対しましては、幸いにも大きな感染拡大に至っていないこともありまして、これまでの新型インフルエンザなどの感染症を想定した保有数で対応できているところがありますが、新型コロナウイルスの感染が拡大する中では感染防止衣など調達が困難な資器材もあり得ることから、今後は備蓄計画に沿って計画的に整備をしていくべきものと考えております。以上でございます。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 今後は計画的に整備をしていくという御答弁でしたけれども、世界的な規模で新型コロナウイルスが感染拡大が広がって、それで日本においても本当に多くのところで感染が広がり、当初は本当にいろんな物資がもう足りなくなるという、マスクが欲しくてもなかなか手に入らない、消毒液もなかなか手に入らない、そういった状況が起こりました。3月10日に消防庁が新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策、第二弾になってますが、とにかく消防庁がいろんな物資をまずは確保しますと、大変な消防機関に対しては提供するという形を取りますというような文書も出されてるぐらい、やはりこれは全国的にいろんな物が不足するという恐れがあつたということなので、先ほど管理者が答弁されたようにしっかりとやはり備蓄を持つとくっていうのは大事なことだと思うんですね。

それで、このBCPを見てますと、購入計画の(案)っていう、それもありまして、一応令和3年度、令和4年度、残りは令和5年度以降という、こういうふうになってるんですけども、私はやっぱりこの際もう一気に備蓄数を確保する必要があるんじゃないかと思うんですけども、これは年次的にこうやってそろえていくというような、あくまでも(案)とはなってますが、その点のお考えはどうなんでしょうか。私、一気にそろえてしまえばええと思うんですけども。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

先ほどお答えをさせていただきましたように、これまでの状況では現在の保有数で対応できているところがありますが、なかなか新型コロナウイルス感染症、先が見えない、終息も見込めない、世界的長期的にわたる感染が拡大をしているといった状況の中で、メーカーからの納入が困難になったり、またさらには圏域住民の皆様にご不安が広がるといったことがないように、計画的に備蓄を整備をしていくということが必要であると考えております。一気に整備していくという考えもあろうかと思っておりますけれども、現段階では計画的に年次的に備蓄を整備していきたいと考えております。以上でございます。

◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 計画的にということなので、来年度の新年度予算には幾らかの備蓄を確保する予算が出てくるのかなと思ってますけれども、各市町の議会とは違って、東部広域は年2回しかありませんので、なかなか柔軟に補正対応するっていうことがやっぱりできないんですね。年度当初に本当にばあっと予算を立ててしまわないと、なかなか機動性がないといいますかね、消防局にしたって消防本部にしたって何か買いたくたって別に初めからお金があるわけではなくて、やはりしっかりと予算が立てない以上は必要な物も買えないということになりますので、年次的にと言われるのも分らないので、そこはしっかりと来年度予算に向けては計上していただきたいと思っております。

それで、これまでの蓄えで十分いけてたという話なんですけど、ホームページにこれ公表されましたからね。そうはいっても5月25日に。ホームページに公表するっていうことは、皆さん見てくださいねっていう、誰が見てもいいですよというものですよね。これを見たときに、備蓄計画がばあっと書いてあって、その横に備蓄数でゼロゼロゼロとかね、あと圧倒的に数が少ない数字があるのを見て、これを見て不安にならない住民はいないんじゃないかなと思います。それで、一番右端には在庫数ということで平時使用のそのための在庫の数も書いてあります。っていうことは日常的に必要な物と、あとこういう何かしら突発的に感染症が広がったときのための対応に備えとく物が備蓄としてこれだけ要るんだと、両方要ると思いますので、従来の新型インフルエンザのときの対応の頭じゃなくて、やはり新型コロナということで、これに関していろいろ皆さん、このままではいけないとか、もっといろいろ対策取らないといけないとか、やはりそういうふうを考えてきてるときなので、そこは従来の分で大丈夫だったというところを超えてしっかりと計画数を書いてあるので、それに向かってなるべく早く、なるべく早く、できれば3年以内にこの備蓄数をしっかりとそろえていただく予算措置をしていただくように要望しまして私の質問は終わりますが、最後に管理者どうでしょう。3年以内にぜひとも備蓄をそろえてください。

◆山田延孝 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

年次的にこれから備蓄を整備してまいりたいと考えておりますが、3年以内がいいのか、あるいはもっと早い対応がいいのか、あるいはもう少し計画的に年次的に行っていくのがいいのか。一方では、やはり感染症の様相、どのような状況を呈していくのかということもしっかり見極めながら過不足のないように、的確に対応できるように、そのような視点を持って備蓄に取り組んでいかなければならないと考えておるところであります。いずれにいたしましても、圏域の住民の皆様にご不安なお気持ちにならないように、そのようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。



◆山田延孝 議長 伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 私が3年以内って言いましたのは、このBCPに令和3年度、令和4年度、令和5年度からってついているので、これ5年かかるのか6年かかるのか一体何年かかるのか分からなかったので3年以内と言いましたが、それより早くなるかもしれないという、そういったことも期待をしながら、しっかりと対応していただくことを再度要望して、終わらせていただきます。

◆山田延孝 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

日程第4、議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上4案を一括して議題とします。

これより4案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆山田延孝 議長 質疑なしと認めます。

議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上4案は、審査のため、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時32分 散会

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和2年10月27日（火曜日）

### 議事日程（第2号）

令和2年10月27日（火） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

第1 議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

### 会議に付した事件

日程第1

### 出席議員（18名）

|     |   |   |   |    |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|
| 1番  | 前 | 田 | 伸 | 一  | 2番  | 星 | 見 | 健 | 蔵 |
| 3番  | 岩 | 永 | 安 | 子  | 4番  | 横 | 山 |   | 明 |
| 5番  | 石 | 田 | 憲 | 太郎 | 6番  | 棕 | 田 | 昇 | 一 |
| 7番  | 寺 | 坂 | 寛 | 夫  | 8番  | 砂 | 田 | 典 | 男 |
| 9番  | 小 | 倉 | 一 | 博  | 10番 | 谷 | 本 | 正 | 敏 |
| 11番 | 川 | 上 |   | 守  | 12番 | 大 | 河 | 原 | 昭 |
| 13番 | 柳 |   | 正 | 敏  | 14番 | 足 | 立 | 義 | 明 |
| 15番 | 山 | 田 | 延 | 孝  | 16番 | 伊 | 藤 | 幾 | 子 |
| 17番 | 吉 | 田 | 博 | 幸  | 18番 | 上 | 田 | 孝 | 春 |

説明のため出席した者

|       |          |      |
|-------|----------|------|
| 管理者   | 鳥取市長     | 深澤義彦 |
| 副管理者  | 岩美町長     | 西垣英彦 |
| 副管理者  | 智頭町長     | 金児英夫 |
| 副管理者  | 若桜町長     | 矢部康樹 |
| 副管理者  | 八頭町長     | 吉田英人 |
| 副管理者  | 鳥取市副市長   | 羽場恭一 |
| 事務局長  |          | 遠藤全  |
| 消防局長  |          | 福田昭英 |
| 会計管理者 | 鳥取市会計管理者 | 高橋徹  |

~~~~~

事務局職員出席者

書記長	鳥取市議会事務局長	森山武
書記次長	鳥取市議会事務局次長	富田恵子
書記	鳥取市議会事務局議事係長	毛利元
書記	鳥取市議会事務局主任	橋本圭司

~~~~~

午前10時0分 開議

◆山田延孝 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆山田延孝 議長 日程第1、議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上4案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務消防委員長、6番、椋田昇一議員。

〔6番椋田昇一議員 登壇〕

◆6番椋田昇一 議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第12号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、以上2案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆**山田延孝 議長** 福祉環境委員長、12番、大河原昭洋議員。

[12番大河原昭洋議員 登壇]

◆**12番大河原昭洋 議員** 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第13号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について、議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上、3案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、本案は、一部委員の反対もありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆**山田延孝 議長** これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆**山田延孝 議長** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告により発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

[16番伊藤幾子議員 登壇]

◆**16番伊藤幾子 議員** 16番、伊藤です。私は、議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算については賛成の立場で、議案第12号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定については反対の立場で討論を行います。

初めに、議案第11号の一般会計補正予算についてです。総額では276万1,000円の減額補正予算となっておりますが、消防費の中で新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液や救急隊員の感染防止のためのマスク、ガウンなどを購入する予算が計上されています。庁舎内で使う消毒液はもちろん、救急搬送の業務に必要なものを早め早めに備えておくことは当然必要であり、そのための予算が含まれている議案第11号には賛成をします。

次に、議案第12号令和元年度歳入歳出決算認定についてです。昨年度は新可燃物処理施設の本体工事が進められました。本事業には反対の立場であり、その事業を含む決算については認めることはできません。

以上をもって、議案に対する討論を終わります。

◆**山田延孝 議長** 以上で討論を終わります。

これより採決します。

まず、議案第11号令和2年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆山田延孝 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆山田延孝 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆山田延孝 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆山田延孝 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第13号鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆山田延孝 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆山田延孝 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆山田延孝 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆山田延孝 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和2年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時10分 閉会